

特定道路の構造に関する基準(加須市バリアフリー条例 第2章)

特定道路とは(条例第2条第3号、バリアフリー法第2条第9号)

駅から市役所、病院等までの道路のうち、多数の高齢者等の移動が通常徒歩で行われる道路で、国土交通大臣が指定したものです。

特定道路		条例の基準	
歩道等	有効幅員	第3条 第4条	歩道を設置 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者の交通量が多い道路:3.5m以上 その他の道路:2.0m以上 自転車歩行者道 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者の交通量が多い道路:4m以上 その他の道路:3m以上 自転車歩行者専用道路 <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員:4m以上 歩行者専用道路 <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員:2m以上(地域及び歩行者の交通状況を勘案)
	舗装	第5条	透水性舗装
	勾配	第6条	歩道等の縦断勾配:5%以下(やむを得ない場合:8%以下) 歩道等の横断勾配:1%以下(やむを得ない場合:2%以下)
	歩道等と車道等の分離	第7条	縁石を設けて分離 縁石の車道等に対する高さ:15cm以上 必要により、植樹帯、並木又は柵を設置
	高さ	第8条	車道等と歩道等の高さが同一となるフラット型を標準
	横断歩道に接続する部分	第9条	縁端:車道等+2cm
	車両乗入れ	第10条	横断勾配が1%以下の場合:幅員2m以上
	立体横断施設	第11条	エレベーター又は傾斜路を設置 必要により、エスカレーターを設置
立体横断施設	傾斜路	第13条	幅員:2m以上(やむを得ない場合:1m以上) 縦断勾配:5%以下(やむを得ない場合:8%以下) 横断勾配:設けない 両側:2段式手すりを設置 手すり端部:傾斜路の場所を示す点字を添付 路面:平たん、滑りにくい、水はけの良い仕上げ 勾配部分:色等により容易に識別できる 両側:立ち上がり、柵等を設置 下面と歩道等の間:必要により、進入防止柵等を設置 踊り場:高さ75cm毎に踏み幅1.5m以上
	通路	第15条	有効幅員:2m以上 縦断勾配、横断勾配:設けない 両側:2段式手すりを設置 手すり端部:通路の場所を示す点字を添付 路面:平たん、滑りにくい、水はけの良い仕上げ 両側:立ち上がり、柵等を設置
	階段	第16条	有効幅員:1.5m以上 両側:2段式手すりを設置 手すり端部:階段の通ずる場所を示す点字を貼付 形状:まわり段としない 路面:平たん、滑りにくい、水はけの良い仕上げ 踏面の端部:色等により容易に識別できる 構造:つまずきの原因となるものを設けない 両側:立ち上がり、柵等を設置 下面と歩道等の間:必要により、進入防止柵等を設置 踊り場:高さ3mを超える階段に設置 直階段の踊り場の幅:1.2m以上 その他の階段の踊り場の幅:階段の幅員以上
乗合自動車の停留所	高さ	第17条	歩道等の高さ:車道等の高さ+15cm
	ベンチ及び上屋	第18条	ベンチ及び上屋を設置

自動車駐車場	障害者用駐車施設	第19条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者用駐車施設の数 <ul style="list-style-type: none"> 全駐車台数が200台以下の場合：駐車台数÷50台以上 全駐車台数が200台超の場合：駐車台数÷100+2台以上 ・ 歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置 ・ 有効幅：3.5m以上 ・ 障害者用である旨を表示 ・ 屋根を設置
		第26条	
	第23条	外部への歩行者の出入口のない階 <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター又は傾斜路（第13条の基準）を設置 	
	第25条	階段の構造は、第16条の基準とする	
	障害者用停車施設	第20条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階 ・ 歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設置 ・ 車両への乗降場所：有効幅1.5m以上、奥行1.5m以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造 ・ 障害者用である旨を表示 ・ 屋根を設置
第26条			
歩行者の出入口	第21条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅：90cm以上 ・ 外部への出入口の有効幅：1.2m以上（1箇所以上） ・ 戸を設ける場合：車椅子で円滑に開閉 <ul style="list-style-type: none"> 幅1.2m以上の戸：自動開閉式（1箇所以上） ・ その他の出入り口：車椅子使用者が円滑に開閉できる構造 ・ 段差を設けない 	
通路	第22条	障害者駐車場から障害者用駐車施設への通路（1箇所以上） <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅：2m以上 ・ 車椅子に支障となる段差を設けない 	
第26条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路面：平たん、滑りにくい仕上げ ・ 屋根を設置 		
便所	第27条	障害者駐車施設を設ける階の便所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口付近に、男女別の区分並びに構造を視覚障害者に示す点字による案内板を設置 ・ 床を滑りにくい仕上げ ・ 小便器を設ける場合は、1以上を床置きとし、手すりを設置 ・ 便房又は便所を、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする（1箇所以上） 	
		第28条 第29条	<p>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房を有する便所の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便所までの経路は、第22条の通路の構造とする（1箇所以上） ・ 出入口有効幅：80cm以上 ・ 車椅子に支障となる段を設けない（傾斜路を設ける場合を除く） ・ 円滑な利用に適した構造を表示する案内標識を設置 ・ 戸を設ける場合：有効幅80cm以上、高齢者・障害者が容易に開閉して通過できる構造 ・ 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さを確保 ・ 乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設け、その旨を出入口に表示 ・ 乳幼児を安全に座らせることができる設備を1以上設け、その旨を出入口に表示 <p>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便房の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子に支障となる段を設けない ・ 円滑な利用に適した構造を有することを表示する案内標識を設置 ・ 腰掛便座と手すりを設置 ・ 円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置 ・ 出入口有効幅：80cm以上 ・ 戸を設ける場合：有効幅80cm以上、高齢者・障害者が容易に開閉して通過できる構造 ・ 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さを確保

旅客特定車両停留施設	通路	第31条	<p>公共用通路から乗降口に至る、乗降場ごとの通路の構造(1箇所以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員:1.4m以上 戸を設ける場合:有効幅90cm以上、自動開閉又は高齢者・障害者が容易に開閉して通過できる構造 車椅子使用者に支障となる段差を設けない 床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設置 <p>旅客特定車両停留施設の通路の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 床の表面:平たんで滑りにくい仕上げとする 踏面の端部:色等により容易に識別できる 構造:つまずきの原因となるものを設けない
	出入口	第32条	<p>移動等円滑化通路と公共用通路の出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員:90cm以上 戸を設ける場合:有効幅員90cm以上 自動開閉又は高齢者・障害者が容易に開閉して通過できる構造 車椅子使用者に支障となる段差を設けない
	エレベーター	第33条	<p>移動等円滑化通路に設けるエレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> 籠の内法:1.4m以上、籠の内法奥行き:1.35m以上 籠・昇降路の出入口有効幅員:80cm以上 籠内に車いす使用者の出入口確認用の鏡を設置 第12条第5号から第13号までに規定する構造
	傾斜路	第34条	<p>移動等円滑化通路に設ける傾斜路の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員:1.2m以上 横断勾配:8%以下 踊場:高さ75cm以内毎に踏み幅1.5m以上 床の表面:平たんで滑りにくい仕上げとする
	エスカレーター	第35条	<p>移動等円滑化通路に設けるエスカレーター構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置方法:上り専用・下り線用をそれぞれ設置 進入可否の表示:上端と下端に近接する床面等 踏み段の有効幅:80cm 踏み段の面:車いす利用者が円滑に昇降できる広さにできる構造・車止め 案内設備:行き先及び昇降方向を音声案内設備を設ける 第14条第2号から第4号までに規定する構造 音声案内:行き先・昇降方向
	階段	第36条	<p>移動等円滑化通路に設ける階段</p> <ul style="list-style-type: none"> 両側:2段式手すりを設置 手すり端部:階段の通ずる場所を示す点字を添付 形状:まわり段としない 路面:平たん、滑りにくい、水はけの良い仕上げ 踏面の端部:色等により容易に識別できる 構造:つまずきの原因となるものを設けない 両側:立ち上がり、柵等を設置 踊り場:高さ3mを超える階段に設置 直階段の踊り場の幅:1.2m以上 その他の階段の踊り場の幅:階段の幅員以上
	乗降場	第37条	<p>旅客特定車両停留施設の乗降場の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 床の表面:平たんで滑りにくい仕上げとする 縦断勾配:5%以下(やむを得ない場合:8%以下) 横断勾配:1%以下(やむを得ない場合:2%以下) 縁端:旅客特定車両用場所に接する部分は、視覚障害者の侵入防止設備を設置 車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とする
	運行情報提供設備	第38条	<ul style="list-style-type: none"> 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示・音声により提供
	便所	第39条	<p>旅客特定車両停留施設に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 第27条から第29条までに規定する構造
	乗車券等販売所 待合所及び案内所	第40条	<p>乗車券等販売所・待合所・案内所の構造(1箇所以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化通路との間の通路:第31条第1項各号の基準に適合する 出入口(1箇所以上) 有効幅員:80cm以上 戸を設ける場合:有効幅員80cm以上、高齢者・障害者等が容易に開閉して通過できる 車いす使用者に支障となる段差を設けない カウンター:車椅子使用者が円滑に利用できる構造(1箇所以上) <p>乗車券販売所・案内所(勤務者がいる施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者が意思疎通を図る設備を設置
券売機	第41条	<p>乗車券等販売所に設ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造(1箇所以上) 	

その他の施設等	案内標識	第42条	案内標識を設置する箇所及び位置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点・駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所 ・ 高齢者、障害者が見やすい位置 ・ 旅客特定車両停留施設の公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所 案内する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者が利用する官公庁施設、福祉施設その他の施設 ・ エレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設 ・ 旅客特定車両停留施設内に設置されている移動等円滑化のための主要な設備（日本工業規格Z8210に適合する案内標識） ・ 旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置 案内標識に設ける設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設置
	視覚障害者誘導用ブロック	第43条	視覚障害者誘導用ブロックを敷設する箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道等 ・ 自転車歩行者専用道路等 ・ 立体横断施設の通路 ・ 乗合自動車停留所 ・ 自動車駐車場の通路 ・ 旅客特定車両停留施設の通路、階段、傾斜路 視覚障害者誘導用ブロックの色 <ul style="list-style-type: none"> ・ 黄色その他の周囲の路面との色の輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色 視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に設ける設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声により視覚障害者を案内する設備
	休憩施設	第44条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道等又は自転車歩行者専用道路等にベンチ及び上屋を設置 ・ 旅客特定車両停留施設に、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備(1箇所以上)
	照明施設	第45条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設置 ・ 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の必要な箇所に、照明施設を設置